

# 事業者の皆様へのお願い

## 1 市内中小企業優先発注

横浜市では、横浜経済の活性化及び市内企業の育成を基本方針として、市内企業へ優先的に発注を行っています。また、横浜市は中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上を図るため、平成 22 年 4 月 1 日に「横浜市中企業振興基本条例」を制定しました。

つきましては、この趣旨に御理解をいただき、次の場合には特に横浜市内の中小企業を最優先として御活用いただきますようお願いいたします。

- (1) 契約の履行に必要な原材料、資器材、建設機械及び消耗品等を購入又は借入する場合
- (2) 受注した契約の一部を下請契約又は再委託で履行する場合

## 2 適正履行の確保

契約の履行にあたっては、横浜市の契約関係規定や契約約款、関連法令を遵守し、下請契約を含め、設計書・仕様書等に即した適正な履行に努めていただきますようお願いいたします。

なお、法令違反によって監督官庁等から処分を受けるなど、「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、文書により速やかに御連絡ください（報告義務を怠った場合は、停止期間が加重されることがあります。）。

また、工事、物品・委託等においてそれぞれ次のことにご留意ください。

### (1) 工事関係

#### ア 下請契約の適正化

下請契約にあたっては、適正な価格とすること、代金を適正な期間内に支払うことなど適正化に努めていただきますようお願いいたします。また、一括下請負は禁止されていますのでご注意ください。

#### イ 建設業退職金共済制度への加入

期間雇用者（現場作業員）を採用する場合には、建設業退職金共済制度に加入し、掛金を納付するとともに、購入した証紙は必ず期間雇用者が所持する共済手帳に貼付してください。また、下請契約をする場合には、下請負人に対し同共済制度を推進していただきますようお願いいたします。

### (2) 物品・委託等

再委託にあたっては、適正な価格とすること、代金を適正な期間内に支払うことなど適正化に努めていただきますようお願いいたします。また、再委託は本市が事前に承諾した場合を除き禁止していますのでご注意ください。

## 3 障害者雇用の促進

横浜市では、障害者雇用の促進のため、一般競争入札有資格者名簿への登録申請の際、法定雇用率を超えた障害者雇用を行っている事業者に対して格付点数に加点を行うなど、障害者雇用に積極的な事業者への評価を行っています。

つきましては、この趣旨にご理解をいただき、障害者雇用に より一層促進していただきますようお願いいたします。

横浜市 長  
横浜市水道事業管理者  
横浜市交通事業管理者  
横浜市病院事業管理者